明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令・省令〕
○矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令（**内閣官房・法務**一）　二
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一九）　二
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　四
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**二）　五
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**五）　六
〔省　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（**総務**一八）　一四
○国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令（**総務・財務**一）　四
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（**法務**一〇）　四
○特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令（**経済産業・環境**三）　六
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**九）　六
〔規　則〕
○特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（**個人情報保護委**一）　七
〔告　示〕
○特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（**個人情報保護委**一）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**七二）　七
○港湾労働法第三条第一項の規定に基づき港湾雇用安定等計画を定める件（**厚生労働**一〇九）　八一
○肥料を登録した件（**農林水産**五九八）　八五
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された日本国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**経済産業**二八）　八六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカタール国の記章を指定した件（**同**二九）　八
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサウジアラビア王国の記章を指定した件（**同**三〇）　八
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセーシェル共和国の紋章を指定した件（**同**三一）　八
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件（**同**三二）　八七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州漁業管理機関の標章を指定した件（**同**三三）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州食品安全機関の標章を指定した件（**同**三四）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州投資銀行の標章を指定した件（**同**三五）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州証券市場監督機構の標章を指定した件（**同**三六）　八九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際移動通信衛星機構の標章を指定した件（**同**三七）　九〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたインタープトニク国際宇宙通信機構の標章を指定した件（**同**三八）　九一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された単一破綻処理委員会の標章を指定した件（**同**三九）　九〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された統一特許裁判所の標章を指定した件（**同**四〇）　九一
○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（**国土交通**二〇九）　九三
○標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（**同**二一〇）　一〇三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　二七